

対策不備なら入店禁止

まん延防止措置 政令を閣議決定

政府は9日の閣議で、新型コロナウイルス対策を強化する改正特別措置法の政令を決めた。緊急事態宣言の前あるいは解除した後の段階で、宣言時と同等の対策を知らず認め「まん延防止等重点措置」の発令要件を定めた。

新規感染者数や病床の逼迫度合いなどを考慮し「感染拡大や医療提供に支障がある恐れがある場合」に講じると明記した。

改正特措法の13日の施行に合わせて適用する。重点措置の対象地域で、都道府県知事が飲食店などに求める対策も例示した。

店舗の従業員に検査の受診を促す。マスク着用など感染防止対策を講じない人や、発熱の症状がある人は店舗やイベントへの入場を禁じる。

重点措置は改正特措法で新たに設けた。宣言時と同様、知事が感染リスクが高い飲食店などに営業時間の短縮を命令できるようになる。命令に従わない場合は事業者へ20万円以下の過料を科す。

西村康徳経済財政・再生相は9日の閣議後の記者会見で「13日の施行に向けてわかりやすい周知に努める。私権の制約を伴うので、人権に配慮して運用したい」と述べた。9日に開く全国知事会とのテレビ会議で運用方針を説明すると明らかにした。

た。政府は1月7日に発令した緊急事態宣言に関する、東京都など10都府県で3月7日まで延長した。すでに宣言を解除した栃木県に続く追加解除を採っている。

も徐々に対策を弱めることで、人の往来や飲食店の深夜営業が急増する事態を避ける。このため、政府は施行前日の12日、一部地域を解除するかどうかを判断する。

9日に決めた政令は同措置の適用に関して「感染拡大の恐れがあり、医療の提供に支障が生ずる恐れがある」場合と明記した。西村康徳経済財政・再生相は9日の記者会見で「対策を講じて2週間後にその効果が出る」と説明した。

政府が都道府県単位で同措置を指定すれば、知事は市町村や繁華街など対象を絞って対策をとれる。感染拡大につながる場所を集中して対処する狙いだ。

宣言は午後8時までの時短営業を要請しているが、同措置では午後9時や10時など徐々に営業時間の延長を認める。休業要請はできない。

13日以降は罰則が適用される。知事が要請より強い「命令」を出し、違反した事業者には過料を科す。宣言時で30万円以下、まん延防止措置時で20万円以下とする。時短に応じた場合の協力金は宣言時より減額する。

9日の政令では知事が要請できる対策の例も示した。従業員への検査の実施や、施設内に手指の消毒設備を設けるよう事業者に促す。発熱者やマスクをしない客の入場も禁止できると明記した。

西村氏は9日、全国知事会とのオンライン会議で同措置の手順を文書で示すと述べた。全国知事会の飯泉嘉門会長（徳島県知事）は「一気にパウンドしないように、しっかりと運用していきたい」と語った。

宣言は4段階の感染状況で最も深刻な「ステージ4」相当で発令する。措置に移行する見通し措置を適用できる。

「ステージ3」相当で宣言を解除し、まん延防止措置に移行する見通し措置を適用できる。

まん延防止措置適用へ

緊急事態の解除後 段階的に対策緩和

政府は9日、新型コロナウイルスに対応する「まん延防止等重点措置」を規定した。10都府県への宣言を解除する際、同措置を適用する方針だ。営業時間の短縮などの対策を一気に緩めず、段階的な解除で感染の再拡大を防ぐ。

いまは首都圏の1都3県と関西圏の大阪、兵庫、京都の3府県、愛知、岐阜、福岡の計10都府県に宣言を発令している。政府は感染状況や医療体制などの指標が改善した地域から宣言を解除する。13日午前0時に施行する特別法だ。施行後はまん延防止措置をとり、時短営業への協力金や違反者への罰金など、宣言時に近い対策がとれる。

西村氏は9日、全国知事会とのオンライン会議で同措置の手順を文書で示すと述べた。全国知事会の飯泉嘉門会長（徳島県知事）は「一気にパウンドしないように、しっかりと運用していきたい」と語った。

宣言は4段階の感染状況で最も深刻な「ステージ4」相当で発令する。措置に移行する見通し措置を適用できる。

「ステージ3」相当で宣言を解除し、まん延防止措置に移行する見通し措置を適用できる。

宣言とまん延防止措置の違い	
緊急事態宣言	まん延防止等重点措置
要件	要件
「ステージ4」相当	「ステージ3」相当 (宣言前または解除後に適用)
対象	対象
都道府県	都道府県 (市区町村に限る)
知事の権限	知事の権限
時短や休業を命令	時短を命令
命令違反の罰則	命令違反の罰則
30万円以下の過料	20万円以下の過料
時短への協力金	時短への協力金
1日当たり6万円	宣言時より減額

宣言を解除した地域で

宣言は午後8時までの時短営業を要請しているが、同措置では午後9時や10時など徐々に営業時間の延長を認める。休業要請はできない。

宣言は4段階の感染状況で最も深刻な「ステージ4」相当で発令する。措置に移行する見通し措置を適用できる。

日経2014

まん延防止措置の時短違反

正当な理由なら容認

政府は新型コロナウイルス対策として都道府県知事が出す営業時間短縮の要請や命令に、周辺住民の生活維持に不可欠な「正当な理由」があれば営業の継続を容認する方針を示した。経営状況の悪化といった事情は「正当な理由」として認めないとも定めた。

改正特別措置法の施行に伴い、13日に自治体へ通知した「まん延防止等重点措置」などの手順を明記した。

「経営苦しい」は認めず

自治体が踏みべき手続の基準として政府が提示した。緊急事態宣言下でも今後は同様の手順が適用される。

近隣に食料品店がなく周辺の住民の生活維持や病院の業務継続が難しくなる場合などは営業を認めると判断すれば、知事から地方法裁所に通知し、過料を科す。過料は緊急事態宣言時は「30万円以下」、重点措置が「20万円以下」となる。

政府は厳しい基準で時短の徹底を図る一方、協力する飲食店には協力金を支払う。金額は緊急事態宣言時には1店舗あたり1日最大6万円。重点措置の場合は今後検討する。

正当な理由なく営業を続ける店には口頭で指導・助言する。それでも営業を続けられれば命令を出す。命令後も違反が続き見過ごせない場合は、知事から地方法裁所に通知し、過料を科す。過料は緊急事態宣言時は「30万円以下」、重点措置が「20万円以下」となる。